

法人 春日部

No.177

1 月号

2019年(平成31年)1月5日発行



幸手市郷土資料館オープン



公益社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

kasukabehojinkai.jp

春日部法人会

検索



新しい年のスタート

公益社団法人春日部法人会
会長 鯨岡 文夫



新年あけましておめでとうございます。
皆様におかれましては、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

春日部法人会は、昭和27年の久喜法人会に端を発し、66年の年月を重ねています。結成の契機となりましたのは、昭和22年4月に法人税が賦課課税制度から、申告納税制度へと移行しました折、当時の社会経済状況からも経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、納税者自身が団体を結成して帳簿の整備、税知識の理解と普及を図る必要性が生じ、署からの働き掛けもありましたが、企業の間から自発的に誕生したと、当時を知る方から伺っています。

以来、公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、地域を共にする企業の交流の場として、また、地域に根差す団体として、社会貢献活動を行ってまいりました。

平成25年には、社会の変化や法改正の流れを受け、歴史ある春日部法人会は、埼玉県認可の「公益社団法人」として新たな一歩を踏みだし、5年を経過しました。

公益社団法人は、国や県の厳しい審査のもとで設立されますので、一般的に社会的な信頼性が高い法人として扱われ、法人税が非課税になるなど税制面の優遇も受けています。それだけに、広く公益的な事業を実施するだけでなく、役員、運営、経理などの情報を公開する責任も生じます。

社会的な責任を基盤に、法人会は会員の皆様の浄財と、役員の貴い奉仕精神とご尽力により運営されています。

近年の活動の傾向をご紹介しますと、企業経営に役立つ実務的な研修（総務、経理など）、政治経済領域の

著名な講師を招聘して行う公開講演会などに多くの会員の皆様に参加をいただいています。また、参加できない会員の方には、広報誌と一緒に様々な資料の同封や、インターネットを通じたセミナーの受講、ホームページの毎週更新など、できるだけ早く多くの情報をお届けできるよう改善しています。

この他、各地域での「花と緑いっぱい運動」、次代を担う子どもたちの税の役割や関心を深める「税に関する絵はがきコンクール（小学生）」「税についての作文（中学生）」「租税教育資料の提供（小学校）」「親子マネー講座」などの租税教育事業にも力を入れています。

さらに、組織の結束を高めるために大切なのは、会員企業を結ぶ出会いの機会や会員でなければ加入できない福利厚生制度の充実です。「交流ゴルフ大会」「新年賀詞交歓会」「女性部会芸術鑑賞会」などの事業の他、「各支部を中心とした視察研修、懇親会、ハイキング、ボウリングなど、親睦交流の機会は、会員一丸となって活動を進めるための原動力となっています。

今後も、役員一同、本会の意義を深く認識すると共に、公益法人として、「社会の為の事業」「会員の皆様のための事業」のバランスを取りつつ、新たな会員拡大に向けた魅力ある法人会とすることに一層努力を傾注してまいりますので、引き続き、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして良い年になりますことをご祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

年頭にあたって

春日部税務署
署長 鈴木 健介



平成31年の年頭にあたり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

公益社団法人春日部法人会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、鯨岡会長はじめ役員並びに会員の皆様には、法人会活動等を通じ、税務行政全般にわたり格別のご理解と多大なるご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税に関する各種研修会の開催や租税教育への取組み、「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上への取組みなどを通じ、正しい税知識の普及並びに納税意識の向上に多大な貢献をされますとともに、一般公開による講演会やセミナー等の開催や「花と緑いっぱい運動」をはじめとする地域社会貢献活動などにも積極的に取組まれ、企業経営並びに地域社会の健全な発展に大きく寄与されており、公益法人としてふさわしい幅広い活動を展開されておられます。

私も、去年の定期異動で春日部税務署長を拝命して以降、いくつかの事業に参加させていただきましたが、どの事業も大変盛況で、会組織が充実し活発な活動がなされていることを実感するとともに、皆様の会活動に対する熱意とご尽力に改めて感謝を申し上げます。

今後も、貴会がさらに活性化されますことをご期待申し上げますとともに、私どもといたしましても、できる限りのご協力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、税務行政に目を向けていきますと、本年10月からは、いよいよ消費税率10%への引上げと消費税軽減税率制度が始まります。

これまでも本制度の円滑な実施に向けて、説明会をはじめとした周知・広報施策に取り組んできたところですが、制度開始直前に迫った現在、一層の周知・広報に取り組んでいくこととしておりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、納税者の皆様の利便性の向上といった観点からも、引き続きe-Taxの普及にも積極的に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

間もなく、平成30年分所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も税務署内に申告相談会場を設置し、相談等に対応していくこととしておりますが、申告相談会場は大変混雑が予想されます。

申告に当たりましては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくなどICTを活用した申告にご協力いただきますよう、会員の皆様はもとより、従業員の皆様へのご周知をお願い申し上げます。

特に本年の申告からは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、マイナンバーカードを利用することにより、e-TaxのIDとパスワードを入力することなく、e-Taxで申告ができる「マイナンバーカード方式」と事前に税務署で発行を受けたIDとパスワードを利用することにより、マイナンバーカードやICカードリーダーライターがなくてもe-Taxで申告ができる「ID・パスワード方式」をご利用いただけることとなり、e-Taxがより便利になっておりますので、是非ご利用いただきますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人春日部法人会のますますのご発展と会員企業のご繁栄、本年が皆様にとりまして幸多き年となりますことを心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

CONTENTS

新年のごあいさつ	2~3
税を考える週間 公開講座／情報交換会	4
児童生徒の作品掲示／納税表彰式	4
中学生の税についての作文 入選者発表	5~7
青年部会 全国青年の集い／決算期別説明会／年末調整説明会	8
女性部会 健康セミナー／ティーコンサート	9
事業報告／税制改正提言活動	10~11
税務署だより	12~15

花と緑いっぱい運動	16~17
支部だより	18~19
消費税期限内納付推進運動、e-Tax推進のご案内	20
新入会員ご紹介	20
支部自慢～宮代支部～	21
想うがまま 岩槻支部／菖蒲支部	22
厚生だより	23
春日部法人会事業のお知らせ	24

<表紙について>

幸手市郷土資料館オープン

昨年10月23日、幸手市郷土資料館がオープンしました。
市史編さん事業に関する資料の展示公開や各種講座をはじめ、ボランティアの育成や情報発信など、幸手市民の地域学習や社会教育の拠点となる施設です。

現在、特別展「権現堂堤の歴史」が開催され、権現堂堤の長い歴史を物語る資料を展示公開しています。中でも市指定文化財「権現堂堤修復絵馬」は見ごたえ充分。幸手の歴史と民具資料の展示もご覧になれます。

住所：幸手市下宇和田58-4 ☎0480-47-2521



税を考える週間、今年のテーマは「暮らしを支える税」

平成30年11月13日（火） 春日部市民文化会館

国税庁では、国民の皆様へ租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。今年のテーマは昨年に引き続き「暮らしを支える税」でした。

第13回「税を考える週間公開講座」を行いました

税のオピニオンリーダーとして活動する法人会では、春日部税務署管内税務行政協力会（会長：梨本松男 関東税理士会春日部支部長）との共催により今年度も「税を考える週間公開講座」を開催し、春日部税務署長の記念講演と各団体が取り組む租税教育の成果発表を行いました。

記念講演

春日部税務署長
鈴木健介氏

開会行事に続く「記念講演」では、「脱税は社会公共の敵」と題し、春日部税務署 鈴木健介署長に講演いただきました。

鈴木署長は、自己紹介で税の仕事に着かれた契機や税の意義を語られ、次いで査察部門の経験に基づく国税査察官の仕事についてDVDや資料を交えて講演されました。査察制度は悪質な脱税者の刑事責任を追及し、一罰百戒の効果を通じて適正・公正な課税の実現と申告納税制度の維持を目的として行われますが、近年では経済取引の広域化、国際化ICT化し、脱税の手段が複雑巧妙化しているとのことでした。

小中学校における租税教育の取り組み

小中学生は、学校の授業や法人会の事業などで税の働きや役割を学んでいます。各団体では、これらの学んだ知識や自分の経験を作文・絵はがき・標語に表現していただく事業を行っています。

今回は、そうした事業の取り組みを紹介したのちに、「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語募集事業」の入選作品の画像で発表しました。次いで中学生3人においでいただき「税についての作文コンクール」入選作品の朗読を行いました。自らの体験を綴った作文の朗読は、出席者の心に響き、大きな感動の和が広がりました。中学生の新鮮な作品に触れた参加者は、明日からの活動に向けたエネルギーを得たなどの感想を述べられていました。

児童生徒の作品を掲示 イオンモール春日部

昨年に引き続き、税を考える期間中、イオンモール春日部に、中学生・小学生の「税の作文」「税に関する絵はがき」「税の標語」入選作品や税の啓発資料を掲示しました。たくさんの方々に足を止めていただき、作品をご覧いただきました。

春日部税務署管内税務行政協力会と春日部税務署幹部職員との情報交換会

公開講座に引き続き、関係団体の情報交換会が行われました。春日部税務署管内税務行政協力会は、関東信越税理士会春日部支部、春日部税務署管内納税貯蓄組合連合会、春日部税務署管内青色申告会、春日部間税会、埼玉県酒造組合春日部支部、春日部小売酒販組合、公益社団法人春日部法人会の7団体で構成され、互いに協力しながら税に関する普及啓発活動や租税教育などを行っています。会場では和やかに活発な交流が行われました。



平成30年度納税表彰式が 挙行されました／春日部税務署

平成30年11月13日（火）
春日部市民文化会館 大会議室

税を考える週間に毎年実施されている春日部税務署の納税表彰式が挙行されました。管内の関係機関・協力団体・関係行政などが出席される中、厳粛なうちに春日部税務署長表彰、租税教育推進校署長感謝状贈呈が執り行われました。今年度の署長表彰の受賞者は7名で、当法人会関係では、橋本宏之広報委員長（鷲宮支部）、弓木裕一税制委員長（白岡支部）、故眞野多加志研修委員長（春日部支部）が授彰されました。



謝辞 弓木税制委員長



平成30年度中学生の「税についての作文」

春日部法人会では、中学生の時期に税について考えることは大変意義のあるものと捉え、「税についての作文」事業（主催：国税庁・納税貯蓄組合連合会）の実施に積極的に協力してきました。

本年度は、春日部税務署管内の49校から、6,387編の作品が寄せられ、先ごろ審査が完了しました。春日部税務署管内の主な優秀作品は下記の通りです。優秀作品は、順次連載を予定しています。中学生の税についての考えや思いをご一読ください。

春日部法人会では、春日部法人会会長賞と募集にあたりご協力いただいた中学校に対して、法人会支部長賞を贈っています。



中学生の「税についての作文」入選作品（抜粋）

（敬称略）

埼玉県納税貯蓄組合連合会優秀賞

税金にありがとうと伝えるために
税金とは未来への投資
社会保障制度について
日との立場に立って考える
私たちの暮らしを守る税金
よりよい社会のために
私たちの生活環境とつながる未来
税と向き合うために
学校を支える税金
納税の大切さ
税で支えられる「学び」
大嫌いだっただ消費税
税は私の応援団
誰もが気持ちよく税金を納められる社会に

埼玉県租税教育推進協議会会長賞

社会保障。それは、助け合いの輪

公益社団法人春日部法人会会長賞

納税の権利

春日部間税会会長賞

医療と税金の関わり

関東信越税理士会春日部支部長賞

暮らしの中の税

春日部税務署長賞

エアコン設置の背景

埼玉県春日部県税事務所長賞

消費税率の引き上げについて

春日部税務署管内租税教育推進協議会会長賞

税金への感謝

さいたま市教育長賞

負担にならない相続税を

さいたま市長賞

暑い夏と災害

春日部市長賞

税のその先を

久喜市長賞

私たちを支える税金

蓮田市長賞

戦後の税制改革とこれからの私達

幸手市長賞

私たちと大切な税

白岡市長賞

税の役割

宮代町長賞

税金の必要性とは何か

杉戸町長賞

命と税の関わり

税金がもたらす幸せ

春日部市立東中学校	3年	田村 風夏
白岡市立篠津中学校	2年	井口 叶夢
春日部市立東中学校	3年	中村 亮太
久喜市立鷲宮中学校	3年	大武 千起
久喜市立久喜中学校	3年	高野 羅
幸手市立幸手中学校	3年	鈴木 里花
春日部市立春日部中学校	1年	森田 裕子
蓮田市立蓮田中学校	3年	本田 遥香
宮代町立百間中学校	3年	清水 琴美
久喜市立太東中学校	3年	須藤 雄大
久喜市立鷲宮東中学校	3年	北村 理絵
春日部共栄中学校	3年	三谷 咲桜
春日部市立東中学校	3年	坂井 朝光
白岡市立篠津中学校	3年	寺山 穂
杉戸町立杉戸中学校	3年	碓井 夕莉
白岡市立南中学校	3年	渡辺 明里
宮代町立百間中学校	2年	関根 悠加
蓮田市立黒浜中学校	3年	小林 里瑛
久喜市立鷲宮西中学校	3年	糸川 航己
白岡市立篠津中学校	3年	大辻 洵子
久喜市立菖蒲中学校	3年	荒井菜々香
春日部市立春日部中学校	1年	大貫 知世
白岡市立白岡中学校	3年	小川 真尋
さいたま市立慈恩寺中学校	3年	小林 愛生
さいたま市立西原中学校	3年	小原 千優
春日部市立春日部中学校	1年	本間 七海
久喜市立栗橋西中学校	3年	樋口 璃子
蓮田市立蓮田南中学校	3年	村上みのり
幸手市立東中学校	3年	海老原春嘉
白岡市立薮荻中学校	3年	鈴木 心菜
宮代町立前原中学校	2年	畠山 美咲
杉戸町立杉戸中学校	3年	山納 健志

税金にありがとうと伝えるために

春日部市立東中学校 3年
田村 風夏さん

「こんなに忙しい中3の夏休みになぜ税金についての作文なんて書かなければならないのだろう。面倒だなあ。」

夏休みの宿題で税についての作文があると知った時は正直に言うとかんな風に感じていました。しかし、この作文を書くにあたり、社会の授業で配られた「わたしたちのくらしと税」のリーフレットを改めて読み、私たちの生活がどれだけ税金に支えられているか、これまで「あたりまえ」と思っていたことが「あたりまえ」ではないと気づかされました。しかも、義務教育が終了すると教科書の無償化、給食、子ども医療費などの補助が受けられなくなるという私たちにとっても一つの節目の時期だと知り、中3の今だからこそ税金について考え、感謝することに大きな意味があるのだと思えるようになりました。

税金とは私たちが「健康で文化的な生活」をおくるために、個人ではできない様々な仕事に使うためのお金を皆で負担しようという「助け合いの精神」なのです。教育や社会保障、安全や環境を守る目的の他にも災害の復興や海外への援助にも広く使われているのです。

私は、小学生の時にガールスカウトで東日本大震災の義援金、赤い羽根共同募金、ユニセフ募金などの活動をした経験があるのですがその時、募金をしてくださった方は口々に「ありがとう」と言ってください、私たちも「人のために役に立っている」

税金とは未来への投資

白岡市立篠津中学校 2年
井口 叶夢さん

暑い、暑い、暑い。今年の夏は、本当に暑かった。教室には扇風機がある。しかし、ぬるい空気をかき回すだけで、涼しさは全く感じない。集中したくても頭がボーッとなり、ノートの上にポタリと汗が落ちる。黒板に文字を書き、説明する先生はもっと暑そうだ。この暑さ、なんとかならないものか。

そんなふうに思っていた私たちに、朗報が舞い込んだ。夏休み中に教室のクーラー設置工事をするようになったのだ。本当にうれしかった。これであの暑さから解放される。涼しい教室で勉強ができる。でもこの暑さでは、クーラー設置は当たり前か。東京の小中学校のエアコン設置率は99.9パーセントだそうだ。むしろ今まででなかった方が不思議なくらいだ。私はそう思った。

しかしよく考えたら、クーラーの機器代、工事費、電気代、維持費などは誰が払うのか。公立学校なのだから寄付金はないし、今のところ冷暖房費負担のお知らせももらっていない。ということは、税金で賄うのだろうか？ 私はとても気になり、市役所に聞いてみた。すると、驚くべき答えが返ってきた。なんと市内の小中学校10校で年間6,200万もかかるそうだ。私はクーラー設置にこんな多くの税金が、使われていることを初めて知った。それと同時に、保護者や議員の方々が市長に訴えてくれたこと、そしてその声を受け止め、議会で検討してくれたことも知った。

という誇らしい気持ちで頑張ることができたのです。しかし、同じように「人のために役立つ」税金について、「ありがとう」という気持ちで納めている人は果たしているのでしょうか。税金というと「取られる」とか「消費税が上がるで大変」、「税金の無駄使い」などというマイナスなイメージばかり先行されてしまいます。でもそれは、私たちが税金の使われ方について正しく理解し、自分たちが納税することで社会がより良くなっていくのだという実感を持てるようになれば変わるはずです。また、行政の側にも「税金の使い道をわかりやすく示す」「皆がどのようなサービスを求めているか探索する」「無駄な使い方をしていないか見直す」などの努力をしてもらいたいです。しかし、少子高齢化で働く世代が少なくなる一方で社会保障にかかるお金が増えるなど国や自治体の借金が増えていることも事実です。でも、皆が知恵を出し合い税金についてもっと考えていけばきっと良い解決策が見つかるはずです。

私たちの教科書には「この教科書はこれからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています」と書かれています。3年後には私たちにも選挙権が与えられ、更に四年後には18歳が成人となります。期待に応えるためにも、しっかり勉強して税金や社会のことについて考え、自分の行動に責任を持てる成人になりたいです。

義務教育には、お金がかからない。今まで私はそう思っていた。しかし、その考えは間違っていた。校舎も机も教科書も、私を取り巻く学校のすべてが多くの人のお金の恩恵だ。そして今回設置されるクーラーも、決して簡単で当たり前のことではなかった。私たちは多くの人のお金に支えられ、守られて学習する場を得ていたのだ。なんだかそう考えると、もっと学校のことを大切に使わなくてはいけない、義務教育期間を充実したものにしなくてはいけない、そう思った。

義務教育はお金がかからないのではない。日本に税金という制度があり、それを教育費という形で私たちに還元してくれている。税金が私たちを支え、守り、学習しやすい環境を作ってくれている。私は今まで、こんな簡単なことに気づかず、日々を過ごしていた。そしてこれまで「税金は、取られるもの」「納めさせられるもの」そんなマイナスのイメージを持っていた。しかし、自分の納める税金によって誰かが笑顔になる。住みやすい環境を作ってあげられる、そう考えれば、税金を納める意味と意義を感じるのではないだろうか。

私は今、中学校生活の折り返し地点に立っている。残った学校生活は、税金で支えられていることを実感しながら過ごしていきたいと思う。そしていつか納税者になったとき、税金は私たちの環境を住みよくするための未来への投資と考えて納めたい。

社会保障制度について

春日部市立東中学校 3年
中村 亮太さん

私の祖母は、病院へ行っても医療費がかかりません。なぜなら、国の指定難病であるパーキンソン病にかかっており、心臓にペースメーカーが入っていて、障害者手帳を持っているからです。

84歳と高齢でもあり、今では老人ホームに入居していますが、医療費がかからずに治療を受けられることにすごく助けられていると、以前、聞いたことを思い出しました。

指定難病には、国から助成を受けられる特定疾患医療費助成制度というものがあります。障害者手帳を持っている人には、県と市町村で負担する重度心身障害者医療助成制度があります。この特定疾患医療費助成制度と重度心身障害者医療助成制度は、社会保障制度の一部となっていて、二つの制度により、医療費がかからずに治療を受けられるそうです。

特定難病には、治療法が無いので、病気の進行を防ぐ為の治療が行われています。私は、その治療に多額の費用がかかるのではないかと思います。母に一度、祖母の医療費を払っていたら、いくらかかるのか聞いたことがあります。それは、想像を超えるくらいの金額でした。

また、祖母は老人ホームにもお世話になっています。日常生活が困らないように、介護士の方に食事や入浴の介助をしてもらったり、施設にいる看護士の方に、毎日バイタルチェックを

してもらっています。この費用も全額負担ではなく、一部は負担してもらっているそうです。老人ホームでかかる介護のお金もすべて、社会保障によって父や母などの大人が働いて納めた所得税や市民税などの直接税や、消費税などの間接税からあてられていると、初めて知りました。

社会保障制度を調べると、「医療費」や「介護費」の他、「年金」や「子育て」にかかる費用の一部にもあてられていることや、日本では生まれてからお年寄りになるまで社会保障に支えられていることも分かりました。社会保障は、国の財政の歳出の3分の1以上を占めていて、約33兆円の予算となっています。少子高齢化社会が進んでいき、多数の社会人で一人の高齢者を支えている社会から、少数で一人の高齢者を支えていく社会になってきているので、社会保障費の財源の確保が難しくなっています。消費税の増税や、労働者人口の増幅などによって安定した財源を確保することが必要だと思いました。

以上のことから、税金を払っていくことはとても大変だと思いますが、この国の財政を保つためにはなくてはならないものだ強く感じる事が出来ました。今後、自分が社会に出て、納める税金の種類は増えていきます。ですが、自分の納めた税金で祖母のような社会保障を必要としている人を一人でも多く支えられるような社会人になりたいと思います。

納税の権利

宮代町百間中学校 2年
関根 悠加さん

国民の三大義務というものを小学校の頃に習いました。「教育の義務」「勤労の義務」「納税の義務」の三つです。その中に「納税の義務」というものがあります。義務ということは私達が生きていくうえで避けては通れないことです。ということは、私も納税者の一人なので納税について考え興味を持って、知識を深めていきたいと思います。

まず、なぜ納税をするのか、納税の義務というものがあるのかです。納税は義務だからといってなぜ納めるのか考える人も多くはないと思います。納められた税金は国や地方が、私達が「健康で豊かな生活」ができるように使われます。そして納税は法律によって定められています。しかしそれは義務ではなく権利ととらえます。人間は一人では生きていけません。だからその権利を使って納税することで私達の生活を支えてくれるのです。

次に税金の使い道についてです。その目的は大きく分けて四つあります。一つ目は公共サービスを提供するためです。これは私達にとって一番身近だと思います。例えば公立の学校や図書館、警察署の施設。そして道路や信号などの設備、救急車や消防車なども税金で購入されています。二つ目は格差社会をなくすためです。分かりやすいものは、医療や年金、福祉や生活保護等です。どんな状況であっても、誰もが最低限な生活ができ

るようにするためのものです。三つ目と四つ目は景気の調整や政策の手段のためです。景気が悪いと物価が安くなり、景気が良くなると物価が高くなります。そうすると経済状態が不安定になり、安定した生活が送れなくなります。そのため所得税というものを使い、所得が多いほど負担が重くなり所得が低いほど負担が軽くなります。だから税金は景気を自動的に調整する仕事をしてきているのです。

最後に税金についていろいろ調べてみて、私達ができることを考えてみました。私達は納税の権利と引き換えに豊かな生活、平和な暮らしを手に入れることができます。義務という堅苦しくて強制的なイメージではなく、生きていくうえでの一つの権利として受け入れることが大事だと思います。私達中学生が払っている税金といえば消費税くらいです。たかが税金、されど税金です。家を一步でると税金によって設置されたものがたくさんあります。設置するだけではありません。それを維持する費用も、備品も、そこで働く人の給料も税金です。そんな社会に貢献するためには納税することが一番だと思います。そして納税でみんなの暮らしが笑顔であふれていけばいいなと思います。

青年部会

第32回法人会 全国青年の集い 岐阜大会

平成30年11月8日(木)・9日(金) 岐阜グランドホテルほか

全国青年の集い岐阜大会が未来を切り開く先駆けとなれ～「天下布武」発信の地岐阜から～をスローガンに開催され、全国各地で実施している租税教育活動の発表会や、各地の青年部会長が参加し、財政健全化のための健康経営推進をテーマに熱い議論が交わされました。全国の若手経営者約2,500人が集い、春日部法人会からは、山口直前部会長と中田副部会長が参加しました。

この青年の集いは青年部会員の研鑽や交流の場として、全国各地で毎年1回開催しているもの。さまざまなプログラムの中で、各地の青年部会が行っている子どもたちへの租税教育活動の取り組みでは、全国の国税局管内から選抜された12会がプレゼンテーションを行い、小学校で

の租税教室で宿題として持ち帰った「税の使いみちシート」を家庭で親と完成させ、応募のあった750作品からグランプリを決定する石川県・金沢法人会の『税の使いみち総選挙2018～つながる租税活動』が最優秀賞を受賞。北海道・札幌中法人会の『租税教育の世代間伝播～親から子へ、高校生から小学生・中学生へ～』、熊本県・阿蘇法人会の『租税キャンプIN古代の里キャンプ場』が優秀賞を受賞しました。

また、各地の法人会青年部会長が参加した部会長サミットでは、「未来を切り開く先駆けとなれ～財政健全化のための健康経営推進～」をテーマに、未来の子どもたちのために現役世代として何ができるか、について熱い議論を交わしました。

記念講演は、女優業の傍ら国連開発計画親善大使、岐阜県図書館名誉館長を務められる紺野美沙子さんが、[今私たちにできること～未来のために～]との演題で、青年部会員として知見を広め、発想力・行動力を高めるための講演を行いました。

(本記事は一部「全法連プレスリリース」を引用しました)

決算期別説明会

決算及び申告を間近に控えた法人を対象に、法人税及び消費税等の説明会「決算期別説明会」が年4回、それぞれ 久喜・春日部・岩槻の3会場で開催されています。



実施日程

期 日	会 場	担当税理士
10月17日(水)	久喜総合文化会館	伊藤 允彦先生
10月22日(月)	岩槻駅東口コミュニティセンター	清水 洋介先生
10月23日(火)	春日部市民文化会館	吉田 剛先生
1月24日(木)	春日部市民文化会館	須賀 昌則先生
1月28日(月)	久喜総合文化会館	松田健太郎先生
1月29日(火)	岩槻城址公民館	成田 志織先生

※時間は 14:00～16:00です。

平成30年度分の 年末調整説明会を開催しました

年末調整説明会が、11月14日から21日まで、久喜市・幸手市・蓮田市・春日部市・岩槻市の5会場で開催され、専門職員の方が、「年末調整のしかた」「法定調書の作成と提出」「e-Tax」などについて、映像を交えて説明しました。

また、この説明会に併せて、平成30年10月から実施される「消費税の軽減税率制度」等の説明会も開催されました。



女性部会

女性部会公開事業

健康セミナー

「日本一治る!驚異の『肩甲骨ほぐし』肩こり撃退術」～肩こりにならない体を作る～

平成30年11月15日(木) 春日部市民文化会館

毎年この時期に開催する女性部会健康セミナー、今年は、皆さんが一度は経験のある「肩こり」をテーマに、u-balからだ塾代表/うへはら整骨院院長 上原健志氏を講師に迎えました。

様々な資格を有し、メジャーリーグのキャンプトレーナーの経験もある氏は、動画や模型などの豊富な教材を使いながら、具体的にわかりやすくご指導いただき、参加者は自ら体験して、日常生活の中で意識することや続けられる運動を学びました。

また、来賓としてお招きした鈴木健介春日部税務署長は、税を考える週間の意義と共に、消費税増額に伴う軽減税率制度やe-taxが便利になることなど税の最新情報をご提供くださいました。



税の講話とティーコンサート

平成30年12月4日(火) ホテル久喜



女性部会による「税の講話とティーコンサート」が公開事業として開催されました。

第1部は、春日部税務署署長の鈴木健介氏に、「脱税は割に合わない」をテーマにご講演いただきました。国税査察官の仕事や最近の動向について、これまでの経験に基づきお話いただきました。

第2部は、ハープ奏者 田中淳子さんによるコンサート。田中さんは3種類のハープを使い分け、様々な曲を演奏されました。日頃、演奏を耳にする機会の少ないハープの透き通るような音色に、参加者一同酔いしました。

ティータイムには地元のパティシエが参加者の顔を思い浮かべながらつくった特製スイーツの味を楽しみました。

平成31年度 税制改正提言活動

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

平成30年度の税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却・経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました。

提言先

全国法人会総連合…… 財務省、国税庁、
中小企業庁、各政党
埼玉県法人会連合会… 埼玉県
春日部法人会 …… 地元国会議員
各支部 …… 地元自治体（市長・町長）

平成31年度 税制改正スローガン

- ◆財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて全力を！
- ◆少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- ◆中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- ◆中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

※提言内容の概要は11月発行の当会広報誌第176号に掲載いたしました



参議院議員
古川俊治氏(秘書)

古川俊治参議院議員へ
平成30年11月20日(火)



衆議院議員
土屋品子氏(秘書)

土屋品子衆議院議員へ
平成30年11月20日(火)



衆議院議員
三ツ林裕巳氏(秘書)

三ツ林裕巳衆議院議員へ
平成30年11月20日(火)



春日部
庄和

石川良三春日部市長へ
平成30年11月26日(月)



梅田修一久喜市長へ
平成30年12月10日(月)

久喜・菖蒲
栗橋・鷺宮



蓮田

中野和信蓮田市長へ
平成30年11月28日(水)



渡辺邦夫幸手市長へ
平成30年11月21日(水)

幸手



宮代

新井康之宮代町長へ
平成30年11月16日(金)



小島卓白岡市長へ
平成30年11月16日(金)

白岡



杉戸

古谷松雄杉戸町長へ
平成30年11月27日(火)

岩槻

さいたま市への要望活動は
浦和法人会が代表して行いました。

全法連では、「税制改正に関する提言」を取りまとめるにあたり、毎年、全国の法人会税制委員、役員を中心に税制アンケートを実施しています。さらに、埼玉県法人会連合会では、全会員を対象とした税制アンケートを毎年3月頃、お願いしています。その結果は、本提言に生かされます。ご協力をお願いします。



平成30年分の所得税等の確定申告会場のご案内

● 申告会場 春日部税務署 1階

● 開設期間 平成31年2月18日(月)～3月15日(金)

確定申告会場の開設期間外は、限られた人員、スペースで対応しており、開設期間中よりもお待ちいただくことがあります。

なお、確定申告書は、パソコン・スマホ・タブレットからも国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できますので、ご利用ください。

● 受付時間 午前8時30分～午後4時 (相談内容が複雑な場合には、午後3時頃までにお越しください)

※ 申告相談は、午前9時からとなります。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付時間を早めに締め切る場合があります。

平成31年(2019年)1月4日(金)以降

申告及び納付がますます便利になりました



● e-Taxの利用手続の簡便化

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成し、マイナンバーカードを利用することにより、e-TaxのIDとパスワードを入力することなくe-Taxで申告ができる「マイナンバーカード方式」と、事前に税務署で発行を受けていただくIDとパスワードを利用することにより、マイナンバーカードやICカードリーダライタがなくてもe-Taxで申告ができる「ID・パスワード方式」をご利用いただけることとなり、大変便利になります。

※ 「マイナンバーカード方式」及び「ID・パスワード方式」の内容については、次のページをご覧ください。

● QRコードを利用したコンビニ納付の開始

コンビニ納付は、従来、税務署から交付又は送付されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、自宅等において、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」から、コンビニエンスストアで納付するための「QRコード」(PDFファイル)を作成(印刷)することが可能となりました。

これにより、税務署に出向いて納付書を入手しなくても、コンビニ納付が可能となります。

<QRコードを利用したコンビニ納付の方法>



(注1) コンビニ納付ができる金額は、**30万円以下**です。

(注2) 納付ができるコンビニエンスストアやQRコードの作成方法などの詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

平成31年1月からe-Taxの利用手続が
(2019年)

より**便利**になります

①

今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな... 来年も税務署に行くのが大変だなあ

②

マイナンバーカード方式!

マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、自宅のパソコンからe-Taxで申告ができるよ!

ええ そうなんだ!

③

でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、ICカードリーダライタも持ってないよ... どうしよう...

④

ID・パスワード方式!

そういう方でも大丈夫! 税務署でIDとパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホからe-Taxで申告ができるよ!

知らなかったよ!

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ!

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ



- ・マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。
- ・既にe-TaxのID(利用者識別番号)を取得している方もe-TaxのID・パスワード(暗証番号)が不要になります。

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方は...

ID・パスワード方式

用意するものは、次の2つ!

ID・パスワード方式に対応した

- ① ID(利用者識別番号)
- ② パスワード(暗証番号)

- ・IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、**運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署**にお越しください。

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
- ※マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

平成31年(2019年)1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます



ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

平成31年（2019年）1月から

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**
(ICカードリーダライタ不要)
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの**添付書類は提出不要！**
(自宅に保管する必要があります)
- **申告書の控えは** PDF 形式で **スマホに保存！**

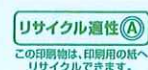
印刷も要らなくなるんだね。



※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年（2019年）1月からマイナンバーカードとICカードリーダライタを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成31年（2019年）1月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。（国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。）



国税庁 法人番号 7000012050002

平成30年(2018年)4月

平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国 税 庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

Ⅰ 消費税率等の引上げについて

平成31年（2019年）10月1日（以下「31年施行日」といいます。）から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区 分	適用開始日	現 行	平成31年（2019年）10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

Ⅱ 平成31年（2019年）10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」といいます。）に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%（軽減対象資産の譲渡等については、8%）の税率（以下「新税率」といいます。）が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日（平成31年（2019年）9月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（8%）が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

Ⅲ 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率（8%）が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。
例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率（10%）により仕入税額控除を行うことはできません。

「税の啓発活動」「花と緑いっぱい運動」

正しい税知識の普及、うるおいのある街づくりのため、春日部法人会では、平成8年度から「税の啓発活動」と「花と緑いっぱい運動」を展開しています。

今年も、11月の税を考える週間を中心に、各市・町で行われる産業祭・商工まつり・市民まつりなど、地域性ゆたかなイベントに各支部が創意工夫して参加し、花の種・苗・球根、税の資料、小学生が描いた税の絵が入ったポケットティッシュの配布、さいたま緑のトラスト募金などの活動を行っています。

各支部の代表的な事業をご紹介します。

各市・町の産業祭などで
活発な活動!!



春日部支部

商工まつり
平成30年10月13日(土)



岩槻支部

やまぶきまつり
平成30年10月14日(日)



ポピー



キンセンカ



久喜支部

久喜市民まつり
平成30年10月21日(日)



蓮田支部

雅楽の森フェスティバル
平成30年11月3日(土・祝)



幸手支部

幸手市民まつり
平成30年11月11日(日)



宮代支部

みやしろ産業祭
平成30年10月28日(日)



かすみ草



白岡支部

白岡まつり
平成30年8月4日(土)



菖蒲支部

久喜市菖蒲産業祭
平成30年11月3日(土・祝)



栗橋支部

やさしさとときめき祭り
平成30年11月18日(日)



鷺宮支部

コスモスフェスタ
平成30年10月27日(土)



矢車草



杉戸支部

産業祭
平成30年11月3日(土・祝)



庄和支部

産業祭
平成30年11月4日(日)

花の写真は
花と緑いっぱい運動で
配布した種や球根から
育ったものです

支 部	実施年月日	催し名及び開催場所
春日部	4/14(土)・11/4(日)	ジャズディカサベ/中央町第4公園、ふれあいキューブ
	6/2(土)・3(日)	粕壁エイサー/ふれあいキューブ
	6/16(土)・17(日)	小学生ドッジボール大会/ウィングハット春日部
	8/18(土)	春日部夕涼みフェスタin公園橋
	10/13(土)・14(日)	かすかべ商工まつり/大沼運動公園
	3/10(日)	親子サイエンスショー/春日部市中央公民館
岩 槻	10/14(日)	第14回岩槻やまぶきまつり/岩槻文化公園
	2/16(土)	(公社)春日部法人会岩槻支部杯グラウンド・ゴルフ大会/岩槻文化公園
久 喜	10/21(日)	第32回久喜市民まつり/久喜駅前(西口)
	11/4(日)	久喜市健康づくり食育推進大会/久喜市総合文化会館
	3/31(土)	商工祭さくらまつり/元荒川河川敷公園
蓮 田	8/18(土)	第29回さくら市民まつり/のくぼ通り
	11/3(祝)	ウッパヤ 雅楽の森フェスティバル/蓮田市役所
	11/24(土)	第7回蓮田マラソン〜スイーツ祭り〜/黒浜公園・蓮田松嶺高校

支 部	実施年月日	催し名及び開催場所
幸 手	11/11(日)	第25回 幸手市民まつり/幸手駅前通り
宮 代	10/28(日)	第29回 みやしろ産業祭/宮代町役場前 スキップ広場
白 岡	5/3(木)	こどもの日 鯉のぼりまつり/紫山沼駐車場(中止)
	8/4(土)	白岡まつり商工まつり/市庁舎駐車場特設会場
	11/17(土)	しらおか農業祭り/白岡味彩センター
	11/23(日)	わんぱく笑(商)店街(軽トラ市)/白岡駅西口周辺イベント広場
菖 蒲	11/3(祝)	久喜市菖蒲産業祭/あやめ公園
栗 橋	11/18(日)	栗橋やさしさとときめき祭り/久喜市栗橋文化会館
鷺 宮	10/27(土)・28(日)	わしのみやコスモスフェスタ/鷺宮総合支所
杉 戸	7/14(土)・15(日)	杉戸夏まつり/日光街道
	11/3(祝)	杉戸町産業祭/アグリパークゆめすざと
庄 和	8/25(土)	庄和夏まつり/庄和総合公園
	11/4(日)	産業祭/庄和総合公園

春日部支部



JAZZ DAY かすかべ H30年11月4日(日)

岩槻支部

税制改正勉強会 H30年10月24日(水)



久喜支部



久喜市民まつり
H30年10月21日(日)



久喜市健康づくり食育推進大会 H30年11月4日(日)



視察研修会 H30年10月24日(水)



古利根川沿道プランター植栽 中学生職業体験
H30年11月9日(金)

蓮田支部

雅楽谷の森フェスティバル
H30年11月3日(土・祝)



幸手支部

幸手市民まつり
H30年11月11日(日)



宮代支部



みやしろ産業祭
H30年10月28日(日)

白岡支部



しらおか農業まつり
H30年11月17日(土)



わんぱく笑(商)店街/軽トラ市
H30年11月23日(金・祝)

栗橋支部



やさしさ・ときめき祭
H30年11月18日(日)

鷲宮支部



わしのみやコスモスフェスタ
H30年10月27日(土)

菖蒲支部



久喜市菖蒲産業祭
H30年11月3日(土・祝)

杉戸支部

杉戸町産業祭 H30年11月3日(土・祝)



庄和支部



親睦交流事業 屋形船
H30年10月14日(日)



産業祭 マッサージコーナー
H30年11月4日(日)

法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめぐるもの、団体として
会員の積極的な自己啓蒙を
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します
めざます 企業の繁栄と社会への貢献(法人会)

～ 全国法人会総連合 ～

消費税期限内納付 推進運動実施中！



消費税の期限内
納付を忘れずに。

法人会

消費税には
申告・納付期限^(※1)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

◆消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。

◆基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。

◆期限を過ぎると延滞税がかかります。

◆確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1ヵ月程度がかかります。

電子申告で
効率UP!

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

新入会員ご紹介

(平成30年10月～平成30年11月21日新入会)

◎春日部支部

株式会社FAR LIFE	春日部市道口蛭田177-6	建設資材卸売業
伸興株式会社	春日部市備後東2-17-76	フェンス工事
有限会社糸井工務店	春日部市中央3丁目19-7	建築業
Kasuka-Bee株式会社	春日部市樋巻620	小売業
株式会社中村建設工業	春日部市小淵778-1	金属加工業
株式会社アークテック	越谷市船渡698-1	内装業
税理士成田志織事務所	春日部市備後東7-22-7	税理士事務所
鈴木工業株式会社	春日部市下柳844-4	金属加工

◎岩槻支部

有限会社タイコ測建	さいたま市岩槻区南下新井406-182	大工工事
有限会社聖工業	さいたま市岩槻区裏慈恩寺195-1	建設業(土木管工事)
学校法人岩槻町田学園	さいたま市岩槻区仲町1-12-10	教育
司法書士法人中川清事務所	さいたま市岩槻区東岩槻4-3-6	司法書士
金城工業	さいたま市岩槻区南平野1-29-16	左官業
株式会社SHINE	川口市長蔵新田288-1-103	小売業・医療
株式会社高嶋商事	春日部市梅田本町2-26-8-201	家電設置業
株式会社セカンドライフ	さいたま市岩槻区南平野3-16-15	とび・土木工事業
株式会社サンパツ	さいたま市岩槻区美幸町6-24-7	運送業
有限会社佐藤工務店	さいたま市岩槻区岩槻4285-6	建設業
深田機工株式会社	さいたま市岩槻区末田1835-9	製造業
株式会社安岡銘木店	さいたま市岩槻区加倉9-3	卸売業
有限会社森田建機	さいたま市岩槻区浮谷34	基礎工事資材リース
es salon	さいたま市岩槻区本町3-2-5	美容室
株式会社エミナスプランニング	春日部市大枝97-3	整骨院
ベストプランナー合同会社	さいたま市岩槻区東岩槻2-1-6	OA機器卸売
有限会社北岡設備	さいたま市岩槻区裏慈恩寺1580-7	水道工事業
有限会社タカムラオサービス	さいたま市岩槻区掛157-5	車輛販売・修理

◎久喜支部

株式会社ボ・ボ	久喜市久喜中央2-9-38	美容
株式会社桜地所	久喜市南5-5-20	不動産賃貸業
一般社団法人秋桜会	久喜市南5-5-20	将棋関連事業
株式会社G-サポート	久喜市久喜本833-103	トレーニングジム
時澤 やよひ	春日部市中央1-51-1	保険業

◎蓮田支部

株式会社石田板金	蓮田市西新宿3-95-15	建築板金業
株式会社大蔵住販	蓮田市末広1-1-16	不動産業
田中一夫司法書士事務所	白岡市千駄野32	司法書士

◎幸手支部

株式会社今村組	幸手市南1-13-20	建設業
利倉漚青工業株式会社	幸手市中島159-2	防水工事業

◎白岡支部

サクラプレジジョン株式会社	白岡市西10-16-2	各種機械部品製造修理
---------------	-------------	------------

◎杉戸支部

インド料理ニューラリガラス	杉戸町下高野2376-5	インド料理
---------------	--------------	-------

◎庄和支部

株式会社協立設計事務所	春日部市水角1232-6	測量業
-------------	--------------	-----

支部自慢

宮代支部 MIYASHIRO

所管市町名	宮代町
人口	33,991人(H30.4.1)
世帯数	14,746世帯(H30.4.1)
支部長	深井義秋(H27～)
所管法人数	398社(H30.6.30)
会員数	116社(H30.6.30)
加入率	29.1%(H30.6.30)

●所管区域(宮代町)のこと

県東部の中央に位置し、南北に縦長の町域で東側には古利根川が流れている宮代町。町の中央部には東武動物公園や日本工業大学があります。

水と緑のふれあいロード・農のみち・健康マッパコース等 季節ごとの風景を楽しみながら歩ける遊歩道で、ウォーキングによる健康づくりを応援。

又 郷土資料館ではH30年の特別展として、「明治時代のみやしろ」を開催しました。

そして、宮代で働こう！みやしろで育てよう！農・工・商と、人にやさしく住みやすい、住んで見たい町……宮代。

宮代出身の著名人に國府田マリ子(声優)、片桐仁(俳優)、鳥羽亮(小説家)。



ラブコスみやしろ2018 (町提供)



ツリークライミング (町提供)



竹あかり



公開講演会



産業祭



トウゴコフェスティバル (町提供)



キャラクター「ハナレンジャー」は
宮代町商工会青年部から生まれた
ご当地ヒーロー

●支部の主な活動

- ▶毎年開催される産業祭では、「税の啓発」「花と緑いっぱい運動」で、法人会のアピール。緑のトラストの募金活動も。
- ▶「オーナー経営者の為の相続税・贈与税事業承継対策セミナー」～次世代へのバトンタッチ、準備は出来ていますか？～の公開講演会開催。
- ▶五楽体験事業で、さいたま緑のトラスト保全第5号地の山崎山でツリークライミングを、町内外から23名の皆さんの参加で行いました。里山では、「トラスト祭」「竹アート」の2つのイベントが同時開催され、老若男女の多くの来場者で賑わいました。
- ▶指定地域内でのコスプレをしての街歩きや、専用バスで楽々撮影スポット巡りの「ラブコスみやしろ2018」どんな変身をしたのかな？

次世代に事業を伝える

岩槻支部

株式会社三和商会
代表取締役社長 小宮 康一郎



私は学校卒業後、東京の会社勤務を経て、父が設立した当社に入社、早いもので23年が経過しようとしています。

当社は、家庭用のLPガスと酸素、窒素などの工業用ガスを販売することを主な事業としています。

高圧ガスを取り扱う仕事のため、入社した当初は様々な資格を取得するために、仕事が終わってから、深夜まで勉強漬けだったことを思い出します。

現場の仕事を経て、経理、労務と一通り会社の業務を覚えましたが、社長としてはまだまだ未熟者です。

当社は2019年2月に会社設立50周年を迎えることとなり、最近、当社の50年誌を編集する機会があ

りました。

事業のスタート時、現役員が仕事場兼直室に住み込みで毎日の仕事をこなしていたことや、事業用地の取得に苦労したことなど、父である会長や40年以上勤めている現役員からのインタビューを通じて、私の知らないエピソードに触れることが出来たことは、貴重な経験でした。

私も、あと数年すると事業を次の世代に引き継いでいくことになります。

当社の成り立ち、事業で苦しい思いをしたこと、嬉しかったことも含めて、後を託される役員、スタッフに伝えていきたいと考えております。

株式会社三和商会

住所：さいたま市岩槻区加倉1986-1
電話：048-757-1551

ひなまつの開催について

菖蒲支部

有限会社新井電気
新井 はま子



毎年、法人会菖蒲支部女性部会は、女性部振興事業(ひなまつり)として、ひな人形・手作り吊しひな展示・他を開催しております。

2月中旬から3月上旬まで、あやめ会館の一階ロビーにひな人形、七段飾り、手作り吊しひなを展示します。

イベントも開催します。期間中のイベントとして、毎年志向を変えて、楽器の演奏・ライブ、バザー、聖天様のいなり寿司販売、特産品販売として、いが饅頭、塩あんびん、パン、うどん、ジャムなどの販売も予定しております。

綺麗に飾りつけた会場で、心地良い音楽を聴きながら、素敵な時間を過ごしてみませんか。

また、同時期にスペシャルイベントとしてモラージュ菖蒲一階インフォメーションコートにて、巨大手作り吊しひな(長さ8メートル)も展示します。

私達部員が一針一針手縫いをして作った作品をどうぞ皆様、見学にいらして下さい。お待ちしております。

厚生だより

税金払わなくても分ける行為は残る



「ウチなんか財産が少ないからそこまで考えなくても…」という声はよく聞きますが、はたしてそうでしょうか。財産が少なくても相続税の納税はしなくても、遺産分割は確実に行われます。その時に揉めないよう事前に遺産分割対策はしておくべきではないでしょうか。

現在日本で相続税を納付する人は、亡くなった人100人中約8人、残りの約92人は納付しなくて済んでいます。かたや財産を受け継ぐ人は、亡くなった一人に対して約2人、受け継ぐ人が複数人いるということは、遺産分割は確実に発生するのです。

一般的に遺産分割でのめめ事は多いとされておりますが、昨今では景気動向や所得が増えない、将来への不安などから、「貰えるなら」の発想が引き金になる場合が多くなってきています。

例えば、親の財産は当てにしないと家を出た子供達、でも自分の勤める会社の将来展望や公的年金財政などが話題になると、相続財産、貰えるなら一円でも多く貰っておきたい、という願望になるのです。

また、家意識の後退から相続人の個人的権利意識が強まり、財産の分割をより難しくしています。中でも財産を後継者に集中させる話し合いが難航するケースが増えており、家庭裁判所への調停依頼が増加していることから、分割の話し合いが困難になってきている様子が伺えます。

相談者へ、「税金がかからなくとも分ける行為は残

ります、そこに揉め事の火種はありませんか」と申し上げると、必ず「ウチの子供達は仲がいいから」という返事が返ってきます。

仲がいいのはとても良いことですが、将来のその時については誰も想定しにくいのも事実です。つまり、遺産分割においては「揉めるという前提」で事前対策を組んだ方が賢明だということです。

人生で最も大きなイベントでもある相続、“それは突然やってきます”その時に揉めないためには事前対策が必要です。遺留分の権利に留意しながら、兄弟間の財産分けのクッション役に現金を準備する「代償分割対策」などが注目されています。又、遺言書の付言事項への記載やエンディングノートへ想いを残すなどの事前の対応が望ましいのです。

“俺は元気だからまだやれる”が大きな後悔につながります。「元気なうちに誰に何をどう渡すのか、誰に託すのかを決めて準備する」ことが重要です。

著者プロフィール：島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



法人会は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG損害保険株式会社」「アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先

大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電話 048-734-3371
AIG損害保険株式会社 埼玉エリア統括部 越谷支店……………電話 048-987-2731
アメリカンファミリー生命保険会社 埼玉総合支社……………電話 048-645-0861

平成31年
新春講演会

講演に学ぶ 人心掌握術

講師

一龍斎 貞鏡



【一龍斎 貞鏡氏プロフィール】

父が八代目一龍斎貞山、祖父が七代目一龍斎貞山、義理の祖父が神田伯龍であり、世襲制ではない講談界に於いて初の三代続いての講談師。平成23年より神保町らくごカフェに於いて勉強会「一龍斎貞鏡の会」を始める。平成25年より日暮里サニーホールコンサートサロンに於いて、自主興行の独演会『本日の提供は貞鏡でございます〜土地に纏わる講談を読む会〜』を開催中。学校寄席、地域寄席、講談バスツアー、イベントの司会など、講談の可能性を生かして様々な方面で活躍中。

【メディア出演】

●『笑点特大号』(BS日テレ) 若手大喜利出演 ●『コロッケばらだいたす ごきげん歌謡笑劇団』(NHK総合) 芝居幕間ナレーション ●『ごきげん歌に乾杯!』(NHKラジオ第一) ●『〜時代劇がもっと楽しくなる〜大江戸ゼミナール』(BSジャパン) ●『笑点(日本テレビ)』 ●『東京新聞〜笑う門には福来る〜(毎月連載)』

日時 平成31年2月5日(火) 16:00~17:00

会場 春日部市民文化会館 大会議室

春日部市粕壁東2-8-16 TEL: 048-761-5811

負担 無料 ※定員:100名

講演会終了後に新春賀詞交歓会を開催します
会員限定・負担金(2,000円/当日)

主催 (公社)春日部法人会 ☎048-761-3551

中小企業に有効な節税策と 軽減税率導入に伴う実務ポイント

今後予定されている消費税増税の個人消費への影響や、軽減税率への対応など企業を取り巻く環境は明るくはありません。中小企業の経営者にとっては、消費税増税の影響や節税など、税金対策のことも特に気になるのではないのでしょうか。中小企業の方でもポイントとコツをつかめば、企業の財務体力を損なうことのない効果的な節税することが可能です。本セミナーでは、中小企業が出来る節税対策と軽減税率導入に伴う実務のポイントをご紹介します。

【講演内容】

I. 良い節税、悪い節税

- (1)「節税」2つのタイプ
- (2)やってはいけない節税

やるべき節税とは? ほか

II. 経営の様々な場面における節税ポイント

- (1)どの会社でもできる節税チェックリスト
- (2)こんなものも認められる!必要経費
- (3)社長個人の節税〜小規模企業共済ほか

III. 消費税軽減税率導入に伴う実務ポイント

- (1)価格転嫁・価格表示のチェックポイント
- (2)資金関連・経理実務のチェックポイント
- (3)設備投資と軽減税率対策補助金ほか



【講師】

木村税務会計事務所 所長

木村 聡子氏

木村税務会計事務所代表。税理士。法政大学部卒中小企業の税務顧問だけでなく、資産関係の税務相談や資金調達に関するセミナー講師としても実績がある。また『エコノミスト』誌「会社法革命」の執筆メンバーでもある。複数の税務会計系実務誌(経理ウーマン、納税通信)へ連載寄稿中。

【著書】「起業を成功へと導く経営コーチ」(万来舎・共著)、「土下座と健太と経済学」(アチーブメント出版・共著)、「注文の多い料理店 の消費税対応」(中央経済社)、近著「あなたの1日は27時間になる。―「自分だけの3時間を作る人生・仕事の超整理法」(ダイヤモンド社)

日時 平成31年2月19日(火) 14:00~16:00

会場 春日部商工会議所会館 2階 大会議室

春日部市粕壁東2-2-29 NTT東日本春日部ビル

受講料 無料 定員:30名

申込開始:会員12月25日~ 一般1月25日~

主催 (公社)春日部法人会 ☎048-761-3551

お申し込みは、同封の申し込み用紙で